

平成28年度久留米広域新連携ビジネスセミナー開催業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1 業務名

平成28年度久留米広域新連携ビジネスセミナー開催業務

2 業務の目的

久留米広域（連携中枢都市圏）の、商工業関係、農業関係、医療関係、教育機関、支援機関など様々な業態で事業を行う方々が、それぞれの業界や地域の枠を越えて連携することで、新鮮な切り口や発想での商品開発や改良に繋げる手法を学ぶとともに、新しい連携の取り組みに関する情報・意見の交換を活発に行っていただくための講演会や交流の場となるビジネスセミナーの開催を行い、地域経済の活性化を図ることを目的とする。開催時期は、平成28年9月頃を予定している。

3 業務の内容

別紙『平成28年度久留米広域新連携ビジネスセミナー開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）』のとおり

4 業務期間

契約締結日から6ヵ月後の応答日まで

5 委託限度額（提案上限額）

925,926円（消費税及び地方消費税を除く）

※以下を含む

人件費（講師謝金、イベント人件費等）

会場費（講演会、交流会）

会場備品借上費、会場装飾費

印刷製本費（チラシ、当日資料等）

飲食費（交流会）

※参加事業者からの参加費は、飲食費（実費）も含み徴求しない

6 参加資格

本プロポーザル参加にあたっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4）暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。

- (5) 公告の日から本審査終了までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を現に受けていない者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

7 手続き

(1) プロポーザル実施スケジュール

	手続き等	日程
1	説明会案内掲示	5月12日（木）
2	説明会申込期限	5月18日（水）
3	説明会	5月19日（木）
4	質問受付	5月19日（木）～5月20日（金）
5	質問回答	5月25日（水）
6	参加申込書・提案書等の提出期限	6月7日（火）
7	審査結果通知の送付	6月15日（水）頃
8	契約の締結	6月21日（火）頃

①募集要項交付期間 平成28年5月19日（木）から平成28年6月7日（火）まで

②募集要項交付場所 〒830-8520

久留米市城南町15番地3 久留米市役所11階

久留米市商工観光労働部商工政策課 TEL 0942-30-9133

又は、久留米市ホームページからダウンロード

(2) 説明会

日 時 : 5月19日（木）14:00～15:30

場 所 : 久留米市役所 1301会議室

内 容 : 本事業の内容・参加資格等について

その他

参加申込 : 別紙の説明会参加申込書をFAXにて送信

FAX送信先 : 久留米市商工観光労働部商工政策課 (FAX 0942-30-9707)

申込期限 : 5月18日（木）17時15分必着

(3) 質問

質問がある場合は所定の質問書（第7号様式）を用いるものとし、電話または窓口での口頭による質問は受け付けない。

①提出期間 平成28年5月19日（木）から平成28年5月20日（金）17時15分まで

②提出先 久留米市商工観光労働部商工政策課

③提出方法 FAX又は電子メールで提出すること。

※いずれの方法の場合も提出期限までに必着のこと。また、いずれも必ず送信した旨の連絡をすること。

FAX送信先 : 久留米市商工観光労働部商工政策課 (FAX 0942-30-9707)

メールアドレス : syoko@city.kurume.fukuoka.jp

④質問書の回答

質問に対する回答は、平成28年5月25日（水）までに久留米市の公式ホームページ（トップ＞組織からさがす＞商工観光労働部商工政策課＞商工観光労働部商工政策課からのお知らせ）において、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

（４）参加申込書・提案書等の提出

①提出書類

- ア) 参加申込書（第1号様式）
- イ) 参加資格に係る申立書（第2号様式）
- ウ) 役員等調書及び照会承諾書（第3号様式）
- エ) 提案書（任意様式）：正本1部、副本6部 但し、第4号様式を添付すること。
- オ) 見積書（第5号様式又は任意様式）
- カ) 会社（業務）概要（第6号様式）
- キ) 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のものに限る）
- ク) 国税、都道府県税及び市区町村税において未納がないことを証明する書類の写し

②提案内容

提案内容については仕様書に沿って企画提案を行い、下記の内容については必ず記載すること。但し、用紙サイズは日本工業規格A4判、20ページ以内（両面印刷可）とする。

- ア) 業務目的達成のための基本的な考え方及び提案のポイント
- イ) 提案する業務を実施するうえでの体制図、責任者・担当者とその役割・経験等
- ウ) 講師の選定に係るアイデアや実現可能性
- エ) 交流会開催全般の企画に係るアイデアと期待される効果、具体的な運営進行方法
- オ) 広告宣伝方法に係る提案
- カ) 契約から開催日までの全体的なスケジュール、当日の進行スケジュール
- キ) セミナー等の過去の開催実績

③提出方法

持参、又は久留米市が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）にて、郵送で提出すること。

④提出期限

平成28年6月7日（火）17時15分必着

⑤提出先

〒830-8520
久留米市城南町15番地3
久留米市商工観光労働部商工政策課 宛

8 選定方法

提案書、見積書等の内容を基に、久留米市職員により構成する審査委員会において総合的に評価・審査し、契約候補者を選定する。なお、提案内容については、評価基準に基づき評価を行う。

9 選定結果の通知

選定結果は、平成28年6月15日（水）頃に郵送にて発送・通知する。

10 委託契約の締結

- (1) 受託候補者に選ばれた応募事業者は、本業務に係る第一順位の契約交渉権を得るものとする。
- (2) 久留米市は受託候補者と久留米市契約事務規則に基づき随意契約を締結する。なお、契約については提案内容と久留米市の意向について受託候補者と協議調整を行ったうえで締結する。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、久留米市は次順位の者を繰り上げのうえ契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 提案書に記載された事項は、仕様書とあわせ契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると久留米市が判断した場合には、久留米市と受託候補者との協議により、項目の追加、変更又は削除、見積り金額等の変更を行うことがある。

11 その他留意事項

- (1) 提出された提案書は返還しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。ただし、審査に必要な範囲において複写を行うことがある。久留米市と契約締結に至った事業者の提案書については、契約の仕様に盛り込む等の利用が行われ、必要により公表されることもあるのであらかじめ了承すること。
- (4) 久留米市は、提出された提案書を、本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。
- (5) 本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、「久留米市情報公開条例」に基づき処理を行う。ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては非公開とする。
- (6) 本プロポーザルに参加する者は、参加にあたり知り得た個人情報、事業者情報その他久留米市の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類に虚偽の記載をする等、業務の契約相手方として不相当と認められるときは、久留米市指名停止等措置要綱に準じて措置を行う。

12 問合せ先

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市商工観光労働部商工政策課（担当：上河・古賀）

TEL 0942-30-9133（直通）

FAX 0942-30-9707

電子メール syoko@city.kurume.fukuoka.jp